

奈良県警察手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十五日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十六号

奈良県警察手数料条例の一部を改正する条例

奈良県警察手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第六号中「の更新」の下に「（以下「免許証の更新」という。）」を加

え、同条第二項の表一の項中

を

法第九十七
条の二第一
項第三号又
は第五号に
該当して同
項の規定の
適用を受け
る場合

千九百円

法第九十
条の二第
項第三号
は第五号
該当して
項の規定
適用を受
る場合

に、

を

法第九十七
条の二第一
項の規定の
適用を受け
る場合

千九百円

法第九
条の二
項の規
適用
る場

七 千九百円（道路交通
一 法施行令第三十三
又 の六の二第六号に掲
に げるやむを得ない理
同 由のため免許証の更
の 新を受けることがで
け きなかつた者に対す
る試験にあつては、
八百円）

九十七 二第一 規定の を受け	千九百円（道路交通 法施行令第三十三 条の六の二第六号に掲 げるやむを得ない理 由のため免許証の更 新を受けることがで きなかった者に対す る試験にあつては、 八百円）
--------------------------	--

に改め、同表四の項中「二千五十円」の下に「道路

交通法施行令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者であつて、法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受けたものに対する交付にあつては、千七百円）（」を加え、「二
千五十円」を「、当該額」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十二月一日から施行する。